

新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者について

【濃厚接触者とは】 陽性者（無症状者を含む）の感染可能期中*1 に以下の接触をした者

- 陽性者の同居者
- 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策*2 なしで、陽性者と15分以上の接触があった者（接触状況等から総合的に判断）
- 陽性者の唾やくしゃみ、それらが付着した物等に直接接触した可能性が高い者（※直後に手指消毒等をした場合を除く）

*1 「感染可能期間」

- －陽性者に症状がある場合：最初に症状が出た日の2日前から入院等の隔離開始まで
- －陽性者に症状がない場合：陽性が判明した検査を受けた日の2日前から隔離開始まで

*2 「必要な感染予防策」：お互いにマスクを着用している状況（片方のみはNG）。陽性者がマスクをしていない場合、マスクとフェイスシールドを着用していればOK。ただし、換気の悪い狭い空間（窓を閉め切った車内、等）においては、お互いにマスクをしている場合でも濃厚接触者に該当。

【新型コロナウイルスの検査について】

- 濃厚接触者に該当する場合、検査を受けることを勧めています（症状がなくても対象となります）。
- 中部保健所管内においては、中部地区医師会の Web 問診サイトを活用して、医療機関にて検査を受けてもらっています。（URL：<https://pcr.chubu-ishikai.or.jp/>）

【濃厚接触者へのお願い】 陽性者との最終接触日から 14日間*3 は以下のことをお願いします。

- 不要不急の外出の自粛、公共交通機関の利用の差し控え、集会参加などの自粛
- 発熱（体温測定）、呼吸器症状等の健康状態について自己観察
- 出勤・登校登園・デイサービス／福祉施設等の利用については、職場・学校等・施設等と相談してください。ただし、人と接触する機会がある業務については控えてください。

*3 陽性者と最後に接触した日を0日目とした14日間です。

陽性者が自宅療養中で、感染予防対策*4 を実施せず（できず）に同居家族と一緒に生活している場合は、陽性者の療養期間が終了した（就業制限が解除になった）日が最終接触日となります。感染予防対策*4 を実施している場合は、対策を開始した日が最終接触日となります。

*4 家庭内生活の注意事項は、リーフレット「ご家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～（厚生労働省 HP）」をご参照ください。

*注意：検査結果が『陰性』でも上記のことは継続をお願いしています。

【健康観察期間中に症状が出た場合】

- 自宅等で待機し、相談センター等（下記連絡先）にご連絡ください。
- 急激に体調が悪くなった場合は、迷わず救急車（119番）を呼んでください。その際に、濃厚接触者であることをお伝えください。

<連絡先>

（8：30～17：15）中部保健所 相談センター

TEL：098-938-9701 / FAX：098-938-9779

（夜間）沖縄県コールセンター TEL：098-866-2129